

# 第1章 公共施設等総合管理計画の目的等

## 1. 公共施設等総合管理計画策定の背景

本村の人口は、終戦後の1948年（昭和23年）にピーク（7,344人）を迎え、その後、都市への人口流出により1975年（昭和50年）まで減少を続け、ピーク時より1,600人以上が減少することとなりました。

1973年（昭和48年）頃から中央高原別荘団地やペンション区画の分譲などが進められた結果、人口減少に歯止めがかかり、1976年（昭和51年）から人口は増加に転じました。

そのような人口推移のもとで、1960年代後半以降からは、学校や役場、地域福祉センター、図書館など各種公共施設の整備を進めてきました。

このような公共施設等の中には、建築後30年から40年を経過したものも多くなり、計画的に耐震補強工事を実施してきましたが、老朽化の進行により、大規模改修や更新（建替）を行わなければ、安全・安心に利用できなくなる恐れがあります。

一方、本村の財政は比較的安定していますが、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況は厳しくなることが予測されています。

これは本村に限らず、全国の自治体においても共通の問題といえ、国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年6月14日閣議決定）における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成25年11月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。そして、各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定を要請されることとなりました。

## 2. 公共施設等総合管理計画策定の目的

これらの背景を踏まえ、本村においても、住民に安全・安心に施設等を利用していただけるよう適切な維持管理を推進していくことを基本に、本村の将来を見据え、次世代に公共施設等を引き継いでいくことが必要とされています。

そこで、施設の長寿命化や予防保全の考え方による維持管理、効果的・効率的な施設の有効活用、施設の維持修繕や管理運営に係る民間の技術やノウハウの活用など、施設の今後のあり方について基本的な方向性を示す計画（本計画）を策定することとします。

本村では、平成28年3月に「原村公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、平成30年2月に、総務省において「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の一部が改訂されました。また、第5次原村総合計画（平成28年度～令和6年度）に基づき各種事業が進められていく中で、公共施設のあり方についても社会・経済情勢の変化や住民ニーズ、施設の状況変化等に対応していく必要性が生じてきていることから、それらの動向を踏まえ、公共施設等総合管理計画の改定を行うものです。

### 3. 公共施設等総合管理計画の位置付け

本計画は、国による「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）による計画策定要請を受け、本村の公共施設等（インフラも含む）の今後のあり方について基本的な方向性を示すものとして位置づけます。

また、村の最上位計画である「第5次原村総合計画」や、各種計画との整合性を十分にはかり、各政策分野における公共施設に関連する取組みに対して、横断的な指針を提示するものです。

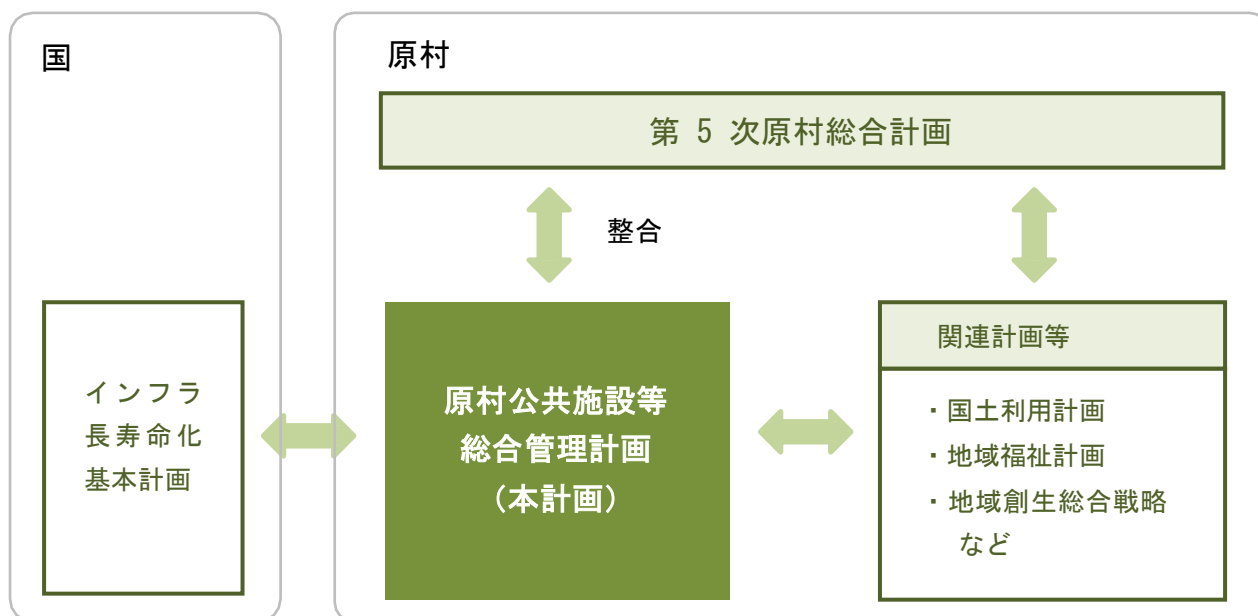


図1 本計画の位置づけ

### 4. 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成27年度（2015年度）から令和36年度（2054年度）までの40年間を計画期間とします。ただし、10年間を単位として、社会経済情勢等を踏まえ見直すものとします。

## 5. 計画の構成

本計画の全体構成は、次のとおりです。

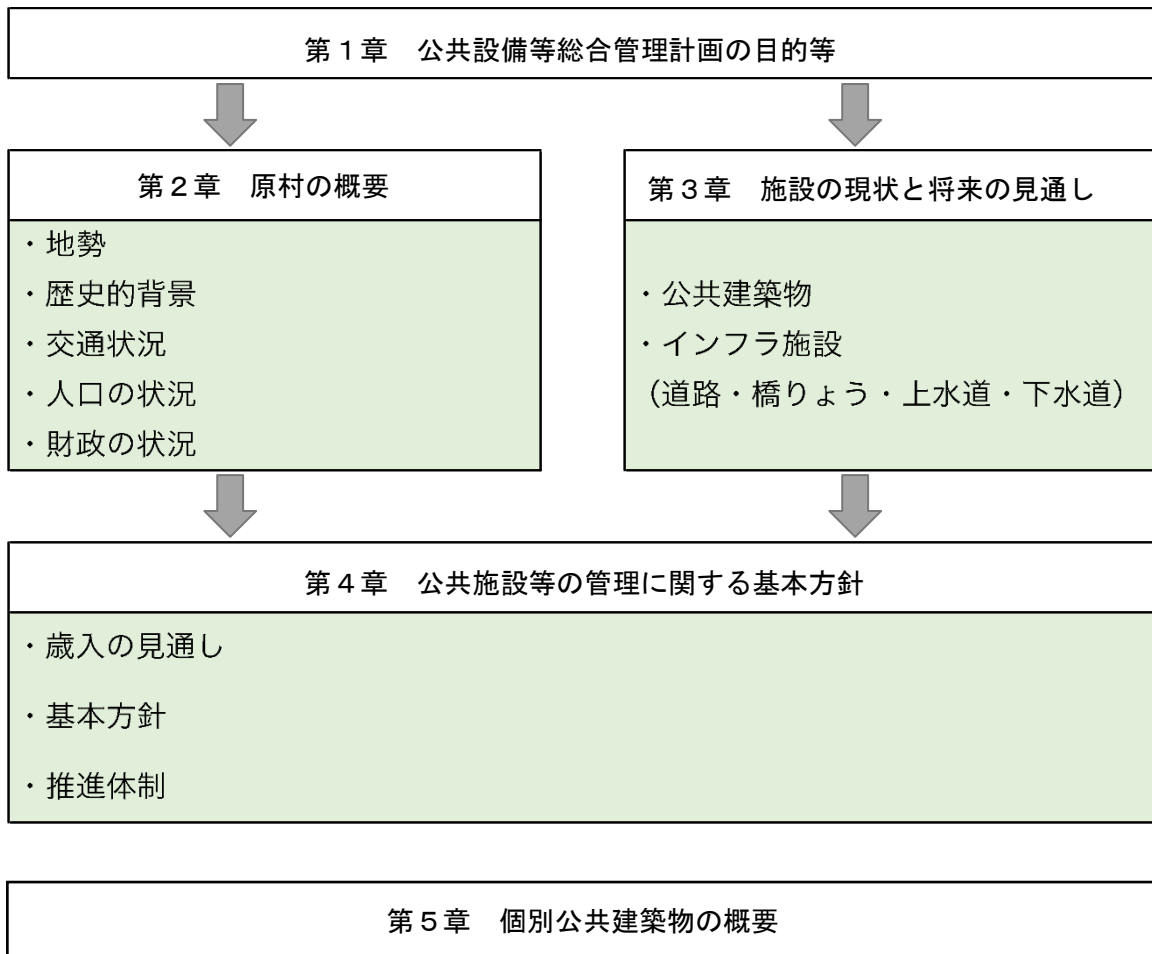


図2 本計画の構成

## 6. 対象施設

本計画は、中長期的視点をもって公共施設等の維持管理や修繕、長寿命化や機能統合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものです。

このため、本村が保有する公共施設等の全体像を把握する必要があります。

そこで、本計画で対象とする公共施設には、いわゆる「ハコモノ」と呼ばれる建物施設（公共建築物）だけでなく、道路・橋りょう等のインフラ施設や上水道・下水道といった公営企業の施設（建物施設、インフラ施設）も含むものとします。